6.「高速道路SA・PA等」への充電設備設置事業の 説明と提出書類

事業名	高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業 (経路充電)	
事業内容	「高速道路SA・PA等」 (注1)における電欠防止の観点から重要な経路充電(注2)のための充電設備設置事業	
申請できる方	地方公共団体、法人、個人	
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費	
補助率	充電設備の購入費	定額
	設置工事費	定額 (注3)

注1:高速道路SA・PA等とは、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第1 条に規定する高速道路株式会社6社が管理する道路および地方道路公社法第1条 (平成25年6月14日法律第44号)に規定する地方道路公社が管理する道路の SA・PAおよび隣接設置されたハイウェイオアシスのことをいう。

注2:「経路充電」とは、長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電等をいう。 主に急速充電設備が利用されることが多い。

注3:センターは、申請内容から「特別な仕様に基づく工事」であることを確認の上、定額として交付額を算定します。「特別な仕様に基づく工事」とは、充電設備設置場所を管轄する国、地方公共団体または高速道路会社等が充電設備の設置について特別に適用を指示する規格および仕様に基づいて工事を行う必要がある場合で、特にセンターが認める工事をいう。

なお、「特別な仕様に基づく工事」に該当していない場合は、「空白地域」への充電 設備設置事業にて申請してください。

6-1.「高速道路SA・PA等への充電設備設置事業」の特有の申請要件

以下の当該事業に特有の要件を全て満たすことが必要です。

- (1)設置する充電設備は、急速充電設備であること。
- (2) 設置場所が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。
- (3) 充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用または物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とします。
- (4) センターが求める条件を満たした充電場所を示す案内板を高速道路SA・PA等の入口に設置すること。
- (5) 施設(新築・既存)は、原則、充電設備が設置されていないこと。 なお、施設が既存であって、充電設備が設置されている場所への増設を内容とする申 請の場合は、既設充電設備または充電設備の利用状況等が採択の重要な判断項目となります。

(事業別充電設備と設置基数の目安)

・高速道路SA・PA等への充電設備設置事業では、急速充電設備1基が目安になります。その他の充電設備は選択できません。

6-2. 特有の提出書類

高速道路SA・PA等への充電設備設置事業に申請する場合は、申請の条件に応じて以下の書類のデータ入力および提出書類をアップロードし、提出してください。

【申請の条件に応じて求める書類】

6-3:「特別な仕様に基づく工事」申請事由

6-4:「特別な仕様に基づく工事」を証する書類

6-5:「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

6-3.「特別な仕様に基づく工事」申請事由

オンライン申請システムの「特別な仕様に基づく工事」申請事由は、「6-4. 特別な仕様に基づく工事を証する書類」をもとにデータを入力し、提出してください。

センターは提出された「特別な仕様に基づく工事」を証する書類および「特別な仕様に 基づく工事」申請事由をもって「特別な仕様に基づく工事」に該当するか審査します。 「特別な仕様に基づく工事」申請事由をセンターが認めない場合、「公募兼交付申請書 (様式1)」の受付は不可になります。

申請者は規格や基準の関連をわかりやすくセンターに申告してください。センターは、申請者に対し工事ごとに適用される「規格」または「仕様」について詳細な説明を求める場合があります。

6-4.「特別な仕様に基づく工事」を証する書類

特別に指示する規格または仕様を示す書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《作成者·発行者》

- ・充電設備設置場所を管轄する国、地方公共団体、または高速道路会社等の記載 《規格および仕様名称》
 - ・特別な仕様に該当する部材または施工方法(仕様等)の記載

《書類名称》

・工事の仕様等を示す書類名称の記載

《発行日》

・書類の発行日の記載

6-5.「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

「充電スペース造成費」を申告する場合、センターが充電スペースの造成を必要と認めた場合のみ補助対象経費とします。

駐車スペースの造成を必要とする書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《発行者》

・書類を発行した氏名または名称の記載

《作成日》

・書類の作成日を記載

《設置場所名称》

・申告された設置場所名称の記載

《設置場所住所》

・申請で入力した設置場所住所の記載

《造成理由》

・造成をする経緯・理由を記載

6-6. 設置事業計画の申告

電欠回避を目的とする施設への充電設備設置事業において、「施設等の説明」および「設置計画」と「設置の効果」等の申告が採択の重要な判断項目となります。

リース申請の場合は、使用者(契約者)の考えを申告してください。

(1)設置する施設等の説明

- ・施設が新築または改修の場合は、営業開始予定日を入力してください。
- ・SA・PAが位置する高速道路名および上下線の別とSA・PAが位置する区間 (IC名)を入力してください。
- 過去1年間の休日・平日を含む月平均の当該駐車場の利用台数を入力してください。
- ・既設の充電設備の有無を入力してください。 既設充電設備がある場合は過去1年間の休日・平日を含む月平均の利用回数を入力 してください。

(2) 設置計画

・充電設備の設置を判断するに至った理由および充電設備の種類と基数を選定した理由を申告してください。

なお既設の充電設備がある場合は、増設する理由を申告してください。

・設置資金の調達方法を申告してください。

(3)設置の効果

・充電設備を設置した後に想定される充電設備の利用頻度について休日・平日を含む 月平均の想定利用回数を入力してください。

その想定した利用回数の考え方を申告してください。